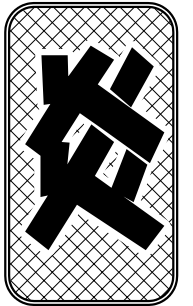


派遣や有期契約に規制を加え

非正規雇用労働者の待遇改善を！



由倉労組発行
発行責任者
加藤賢一
栃木県栃木市
藤岡町甲1730
TEL
050-3511-3720
FAX
0282-62-5420

9月25日(日) 地区労バーベキュー
参加者募集中！

日比谷派遣村の取り組みで、非正規労働者・派遣労働者の悲惨な状況が明らかになる中、ワーキングプアや貧困問題が改善されるかに見えた。しかし、派遣法改正案は国会に上程されたまま審議が進まず、継続審議が繰り返され、成立の見通しが立っていない。また、有期契約労働についての議論が労働政策審議会ではじまっているが、派遣と有期契約の問題は、非正規雇用労働者の待遇改善に最も重要な課題である。「ヒトをモノ扱いさせないために」派遣や有期契約に規制を加え、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組みよう。

たなざらしにされる

労働者派遣法改正案

昨年3月、当時の鳩山民主党政権は労働者派遣法改正案を国会に上程した。労働者派遣法は、1985年に成立し、専門的とされる13業務に限ってスタートしたが、以来規制緩和が重ねられてきた。派遣労働とは、単純に言えば、「他人の労働の上前をはねて儲けようとする」制度である。戦後の日本で



2003年に製造業への派遣が解禁になり、派遣労働者は400万人にも上った。国会に上程されている労働者派遣法改正案は、登録型派遣や製造業への派遣、日雇い派遣を原則禁止としながら例外を大きく認めるなど不十分どころもある。

東日本大震災の被災地では、派遣業者が避難所を回り、派遣労働者募集のチラシを配っていたという。他人の不幸を「ピンハネ」のチャンスと考える派遣業者によって、またしても悲惨な派遣労働が生み出されよ

うとしている。派遣労働は、使用者に対してモノが言えないだけでなく、「ヒトがモノ扱いされる」労働なのだ。野田新政権に対して一日も早い労働者派遣法改正案の成立を迫ろう。

全国協定期大会
全国一般労働組合全国協議会の第21回定期大会が、9月10～11日、宮城県で開催されます。小関・嶋田が参加です。

自分がつらい、苦しい経験をしたときに今まで見えなかったものが見えたという経験から、佐久間さんは無関心はいけなという話をされた。震災の被災者に何もできな忘れないという努力をしてほしいという。

はこうした「ピンハネ」について、労働基準法第6条で中間搾取の排除として禁止している。派遣法は、蔓延する違法派遣に対して法の網にかけることなどを理由に、労基法第6条の例外として認めることを前提に成立したものである。しかし、規制緩和の流れの中で、1996年には対象業務が26業務に増え、1999年の改悪で労働者派遣は、原則自由になってしまった。

派遣業者などはこの改正案について大反対の運動を展開している。それはこの改正案が成立すれば「ピンハネ」による自分たちの利益が規制されるからである。派遣業者は派遣労働者から多くの署名を集めているという。それは派遣労働者が「雇用」と、場合によれば「住宅」という生殺与奪の権利を派遣業者に握られているため、派遣業者の言いなりにならざるを得ないためである。

派遣業者などはこの改正案について大反対の運動を展開している。それはこの改正案が成立すれば「ピンハネ」による自分たちの利益が規制されるからである。派遣業者は派遣労働者から多くの署名を集めているという。それは派遣労働者が「雇用」と、場合によれば「住宅」という生殺与奪の権利を派遣業者に握られているため、派遣業者の言いなりにならざるを得ないためである。

派遣労働は、使用者に対してモノが言えないだけでなく、「ヒトがモノ扱いされる」労働なのだ。野田新政権に対して一日も早い労働者派遣法改正案の成立を迫ろう。

自分がつらい、苦しい経験をしたときに今まで見えなかったものが見えたという経験から、佐久間さんは無関心はいけなという話をされた。震災の被災者に何もできな忘れないという努力をしてほしいという。

有期契約の問題点

昨年11月から厚生労働省の労働政策審議会において、有期労働契約についての審議が行われ、本年8月、議論の中間的な整理が公表された。

有期労働契約とは、契約期間に定めのある労働契約である。パートとか派遣、臨時、嘱託など非正規労働者の多くがこの有期労働契約であり、1700万人を超えるといわれている。

有期労働の問題点は、不安定な雇用、賃金・労働条件が低い、労働条件の切り下げが容易、権利行使・団結の抑制などが挙げられている。

ヨーロッパ諸国ではEU労働指令として、「有期労働指令」1999/07が出され、2つの原則を掲げている。1つは、同一労働に従事している正規労働者がいた場合には、それと有期雇用労働者の労働条件などについて差別してはならないと

いう「被差別の原則」をとること。もう一つは、有期雇用の濫用の防止をはかることである。この考え方の根底にあるのは、期間の定めのない労働契約が雇用の原則であり、有期労働は必要性が認められる場合だけに限定するべきということである。

有期労働契約については、今年の年末までに労働政策審議会の建議を出し、来年の通常国会に法案を提出する予定となっている。有期労働契約については、臨時的、季節的業務など客観的合理性のある場合に限定すること。反復して更新を行った場合は期間の定めのない雇用とすること。更新拒否については、整理解雇の4要件など、解雇権濫用法理を適用すること。差別待遇の禁止、均等待遇であること。柱とする労働者保護の法制化を実現しよう。

遊水地

先日、佐野市教育委員会が主催する人権学習講演会で、声優の佐久間レイさんの話を聞いた。佐久間さんはアンパンマンのバタコさんの声などを担当している。佐久間さんは東日本大震災の被災地でも歌うという「アンパンマンのマーチ」を歌った。歌詞をご存じだろうか。そうだ、うれしいんだ生きる喜び、たとえ胸のキズが痛んでも、なんのために生まれて、なにをして生きるのか？ 答えられないなんて、そんなのはイヤだ、今を生きて、熱い心燃える。だから君は行くんだ、微笑んで、そうだ、うれしいんだ生きる喜び、たとえ胸のキズが痛んでも、ああアンパンマンやさしい君は、行けみんなの夢もるため

佐久間さんは長い間アンパンマンの仕事をやっているが、この歌について単なる子供の歌とは思ってなかったそうである。しかし、自分が離婚し、子育てで疲れ、精神的にも、肉体的にもボロボロの時に、自分の娘が歌うこの歌に呆然となったそうである。

自分がつらい、苦しい経験をしたときに今まで見えなかったものが見えたという経験から、佐久間さんは無関心はいけなという話をされた。震災の被災者に何もできな忘れないという努力をしてほしいという。